

令和 8 年
第 2 回多摩市議会
定例会

議員提出議案

多摩市議会

議員提出議案第 2 号

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により
別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

提出者	多摩市議会議員	本間 と し え
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤條 たかゆき
同	同	いちち 恭 子
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	し ら た 満
同	同	岩崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	小 林 憲 一
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

すべてのケアラーに対する包括的な支援と法的枠組みの整備を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が深刻な社会問題となっている。ケアラーが抱える問題は、肉体的な疲弊にとどまらず、精神的な孤立、経済的な困窮、そして学びや就業の機会喪失など、人生のあらゆる局面に多大な影響を及ぼしている。とりわけヤングケアラーについては、法改正により、国および地方公共団体による支援が法的に義務付けられたところである。

一方で、ケアラーは子どもに限られるものではなく、働きながら家族を介護するワーキングケアラー、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の配偶者を支える高齢ケアラーなど、その実態は多様化・複雑化しており、誰もが当事者となり得る状況にある。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性が明記されたが、現在の取組は地方公共団体への支援にとどまり、ケアラー全体を対象とした包括的な法制度は未だ整備されていない。

現在の支援は、介護、障害、子育てなどの制度の枠組みごとに分かれており、ケアラー本人への支援は十分とは言えず、地域や自治体によって支援内容にも差が生じている。

よって多摩市議会は、国において、すべてのケアラーが個人の尊厳を保ち、社会から孤立することなく、安心して生活し、就労や学びなど社会参加を継続できるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

記

- 1 ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援の基本理念を明確にすること。
- 2 ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、情報提供、休息の確保等について、分野横断的に取り組む法的枠組みを整備すること。
- 3 地方公共団体が地域の実情に応じた支援を安定的に実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
- 4 ケアラー支援に関する国民の理解を深めるための普及啓発を推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

内 閣 総 理 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣 殿
文 部 科 学 大 臣 殿
内閣府特命担当大臣（こども政策） 殿
財 務 大 臣 殿

議員提出議案第 3 号

住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める意見書

上記の議案を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条第 1 項の規定により
別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

提出者	多摩市議会議員	あらたに 隆見
賛成者	同	おにつかこずえ
同	同	藤條 たかゆき
同	同	いちち 恭 子
同	同	折戸 小 夜 子
同	同	藤原 マサノリ
同	同	し ら た 満
同	同	岩崎 み な こ
同	同	し の づ か 元
同	同	小 林 憲 一
同	同	松田 だいすけ

多摩市議会議長 三階道雄 殿

住宅宿泊事業に対する監督体制の強化と住環境保全を求める意見書

観光立国の推進に伴い、住宅宿泊事業（民泊）は多様な宿泊ニーズへの対応や空き家の有効活用として期待されている。しかし、都市部を中心に民泊施設が急増する中、深夜の騒音、ゴミ出しルールの不徹底、不特定多数の出入りによる防犯上の不安など、地域住民の平穏な生活環境が脅かされる事例が後を絶たない。

特に、管理者が常駐しない施設におけるトラブル対応の遅れや、いわゆる「ヤミ民泊（無届業者）」による脱法的な運営は、自治体の行政指導能力の限界を超えつつある。住民の安全・安心を確保し、地域社会と観光が共生するためには、現行制度の運用を抜本的に強化することが不可欠である。

よって多摩市議会は、国に対し、下記事項について速やかな措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 住宅宿泊事業者および仲介事業者に対する監督体制の強化を図ること。特に、不適切な運営を行う事業者に対する行政処分を厳格に運用すること。
- 2 地方自治体が地域の実情に応じ、条例による実施期間の制限や独自の規制をより柔軟かつ効果的に運用できるよう、技術的助言および制度的支援を行うこと。
- 3 事業者に対し、周辺住民への事前説明の義務化や、トラブル発生時の責任者連絡先の明示、さらには対面または ICT を活用した本人確認の徹底を指導すること。
- 4 無届け・違法民泊を根絶するため、警察や保健所との連携強化を図るとともに、民泊仲介サイト等のデジタルプラットフォームに対する監視・削除要請の仕組みを強化すること。
- 5 住環境の保全を最優先に、住宅地における民泊のあり方について、居住者の意向を反映できる仕組みの構築を含めた制度の全体的な検証と必要な法的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階道雄

内閣総理大臣 殿
国土交通大臣 殿
厚生労働大臣 殿
財務大臣 殿